

第54期 定時株主総会 招集ご通知

- 開催日時** 2026年6月25日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分
- 開催場所** 大阪市北区梅田三丁目3番45号
ホテルモントレ大阪 7階 パルフィ
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額改定の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件

目次

第54期定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	5
事業報告……………	16
連結計算書類……………	35
計算書類……………	38
監査報告……………	41

書面又はインターネット等による議決権行使期限

2026年6月24日（水曜日）午後6時まで

※詳細につきましては、P.3をご参照ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社ライフドリンク カンパニー

証券コード 2585
(発送日) 2026年6月5日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月3日

株 主 各 位

大阪市北区梅田一丁目13番1号
株式会社ライトリンクカンパニー
代表取締役社長 岡野邦昭

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.ld-company.com/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。)

電子提供措置事項は、上記の当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2585/teiji/>



なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2026年6月24日（水曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分
2. 場 所 大阪市北区梅田三丁目3番45号
ホテルモントレ大阪 7階 パルフィ
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第54期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第54期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する報酬額改定の件

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（本株主総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。）には記載しておりません。なお、これらの事項は「第54期定時株主総会招集ご通知に際しての電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項」に掲載しております。従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2026年6月25日(木曜日)
午前10時
(受付開始：午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、4、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

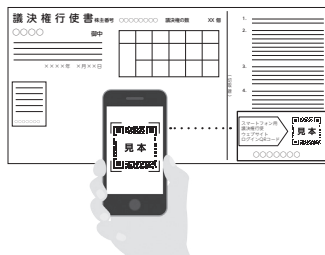
- 書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたしません。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたしません。
- 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いたしません。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使[®]」

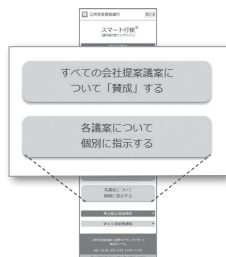
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使[®]」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

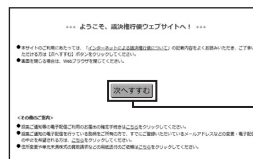
※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

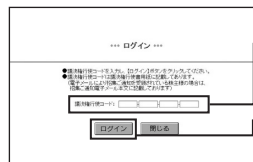
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力



「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は事業発展及び経営基盤強化に向けた内部留保の充実を最優先事項としつつ、株主還元策として安定配当を実施する方針であります。具体的には、1株当たり当期純利益に対する配当性向20%を目安として配当を目指していく方針であります。

当期の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、業績の状況及び経営環境等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金14円 総額 726,431,734円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため3名増員し、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の選定にあたりましては、公正性、透明性及び客観性を高めるため、独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の答申を踏まえ、取締役会が決定しております。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	<p>おか の くに あき 岡 野 邦 昭 (1975年3月31日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>在任年数(本総会最終時) 6年10ヶ月</p> <p>取締役会への出席状況 24回/24回(100%)</p> <p>所有する当社の株式数 682,841株</p>	<p>1997年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入社</p> <p>2004年7月 株式会社ローランド・ベルガー入社</p> <p>2008年1月 ヴァリアント・パートナーズ株式会社入社</p> <p>2013年3月 株式会社全国通販(現 株式会社ハルメク・アルファ)取締役</p> <p>株式会社ジャパンホーム保険サービス 取締役</p> <p>2016年4月 株式会社全国通販(現 株式会社ハルメク・アルファ)代表取締役</p> <p>株式会社ジャパンホーム保険サービス 代表取締役</p> <p>2019年8月 当社 取締役</p> <p>2019年10月 当社 代表取締役副社長</p> <p>2020年6月 当社 代表取締役社長(現任)</p> <p>2023年1月 ニッタービバレッジ株式会社(現 Nビバレッジ株式会社) 代表取締役社長(現任)</p> <p>2024年5月 Oビバレッジ株式会社 代表取締役社長(現任)</p> <p>2025年7月 群馬ビバレッジ株式会社 代表取締役社長(現任)</p> <p>2026年3月 株式会社LDベンディング 代表取締役社長(現任)</p> <p>2026年4月 株式会社SDポトラーズ 代表取締役社長(現任)</p> <p>株式会社SDネクスト 代表取締役社長(現任)</p> <p>株式会社SDベンディング 代表取締役社長(現任)</p> <p>株式会社ONEheart 代表取締役社長(現任)</p> <p>グッドベンディング株式会社 代表取締役社長(現任)</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>岡野邦昭氏は、代表取締役として強いリーダーシップを発揮し、事業拡大や企業価値向上に注力しております。また、飲料業界及び経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、今後も当社グループの持続的な成長と企業価値の更なる向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
2	こ まつ やす たけ 小 松 靖 文 (1974年1月18日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px 0;">新任</div> 在任年数（本総会終結時） 取締役会への出席状況 所有する当社の株式数 100,000株	1997年4月 アイリスオーヤマ株式会社入社 2002年4月 同社 札幌営業所長 2009年4月 同社 ドラッグSM営業部長 2015年11月 株式会社東洋新薬入社 店舗販売部門部長 2018年1月 当社入社 特販部部長 2018年12月 当社 東日本営業部統括部長 2019年12月 当社 営業本部長 2020年7月 当社 執行役員営業本部長 2023年1月 ニットービバレッジ株式会社（現 Nビバレッジ株式会 社） 取締役（現任） 2025年7月 当社 常務執行役員営業本部長（現任）
<p>【取締役候補者とした理由】 小松靖文氏は、当社入社以来、一貫して営業部門に携わり、当社グループの発展に貢献してまいりました。飲料業界に関する豊富な経験と知識を有しており、当社グループの持続的な成長と企業価値の更なる向上への貢献が期待できることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
3	じん の ひろ ゆき 神 野 博 之 (1975年5月3日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px 0;">新任</div> 在任年数（本総会終結時） 取締役会への出席状況 所有する当社の株式数 116,000株	2000年4月 ハウス食品株式会社入社 2004年2月 株式会社創味食品入社 2018年4月 当社入社 生産管理部長 2019年12月 当社 品質本部長 2020年7月 当社 執行役員品質本部長 2021年4月 当社 執行役員生産本部長 2023年1月 ニットービバレッジ株式会社（現 Nビバレッジ株式会 社） 取締役（現任） 2025年4月 当社 執行役員工場統括本部長 2025年7月 当社 常務執行役員工場統括本部長（現任） 2026年1月 群馬ビバレッジ株式会社 取締役（現任）
<p>【取締役候補者とした理由】 神野博之氏は、当社入社以来、一貫して製造部門に携わり、当社グループの発展に貢献してまいりました。飲料・食品業界に関する豊富な経験と知識を有しており、当社グループの持続的な成長と企業価値の更なる向上への貢献が期待できることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
4	<p>やまもと じゆん 山本 淳 (1970年5月18日)</p> <p style="text-align: center;">新任</p> <p>在任年数（本総会最終時） 6年</p> <p>取締役会への出席状況 23回／24回（95%）</p> <p>所有する当社の株式数 4,517株</p>	<p>1996年12月 大原簿記専門学校 会計士課程講師</p> <p>1998年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入社</p> <p>2002年4月 中央青山監査法人（みずす監査法人に変更後廃止）入社</p> <p>2007年8月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入社</p> <p>2016年8月 みそうパートナーズ株式会社 代表取締役（現任）</p> <p>2020年6月 当社 社外取締役〔監査等委員〕（現任）</p> <p>2022年5月 株式会社GARLIC 代表取締役（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 山本淳氏は、経営コンサルタント、公認会計士としての豊富な知識に加え、代表取締役として経営に携わるなど、経営全般にわたる豊富な経験と幅広い見識を有しております。経営者の立場から当社グループの経営全般に助言をいただくことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に寄与いただくことを期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>
5	<p>すずき なおこ 鈴木 順子 (1971年5月4日)</p> <p style="text-align: center;">新任</p> <p>在任年数（本総会最終時） —</p> <p>取締役会への出席状況 —</p> <p>所有する当社の株式数 一株</p>	<p>1994年4月 三菱商事株式会社入社</p> <p>2007年8月 BP JAPAN株式会社入社</p> <p>2008年8月 同社 Vice President, Gas Japan, IST</p> <p>2016年5月 株式会社F-Power入社 執行役員</p> <p>2016年7月 同社 代表取締役社長</p> <p>2018年11月 株式会社レノバ入社 CHRO</p> <p>2019年1月 同社 執行役員CHRO</p> <p>2023年6月 株式会社KSK 社外取締役（現任） (2026年6月26日退任予定)</p> <p>2023年7月 メドピア株式会社 執行役員</p> <p>2025年3月 BASE株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 鈴木順子氏は、人事組織開発に関する豊富な知識と経験に加え、代表取締役として経営に携わるなど、経営全般にわたる豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、他社での社外取締役としての経験を生かして、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に寄与いただくことを期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山本淳氏及び鈴木順子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 山本淳氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 山本淳氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が選任された場合は引き続き独立役員となる予定であります。また、鈴木順子氏が選任された場合には、新たに同氏を独立役員とする予定であります。なお、山本淳氏は、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の出身であります。同氏は、当社の監査業務に直接関与したことはなく、また、同監査法人を退職してから約9年が経過しております。また、同監査法人は法令に基づいて当社から独立した立場で会計監査を実施していることは勿論のこと、当社が同監査法人に支払っている金額は、同監査法人が受け取る総報酬額のうち、0.1%未満と僅少であることから、当社は同氏が一般株主との間に利益相反の生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。
5. 当社は、山本淳氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、同氏が選任された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 鈴木順子氏の選任が承認可決された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役を含む被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を填補することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。
- 各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役山本淳氏及び羽田由可氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	<p>はだゆか 羽田由可 (1968年11月11日)</p> <p>再任</p> <p>在任年数(本総会終結時) 6年</p> <p>取締役会への出席状況 24回/24回(100%)</p> <p>監査等委員会への出席状況 13回/13回(100%)</p> <p>所有する当社の株式数 4,517株</p>	<p>1999年4月 最高裁判所司法研修所修了 弁護士登録 神戸海都法律事務所 入所</p> <p>2004年1月 同事務所 パートナー就任</p> <p>2004年6月 財務省近畿財務局金融証券検査官</p> <p>2012年4月 H&S法律事務所開設(現任)</p> <p>2015年6月 阪神内燃機工業株式会社 社外取締役</p> <p>2020年6月 同社 社外取締役〔監査等委員〕(現任) 当社 社外取締役〔監査等委員〕(現任)</p> <p>2021年9月 株式会社F・O・ホールディングス 社外監査役 株式会社F・O・インターナショナル 社外監査役</p>
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>羽田由可氏は、弁護士としての専門知識と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、独立、公正な立場から企業活動全般にわたる監査・監督を行っていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は社外役員になること以外で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に執行していただけるものと判断しております。</p>		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
2	いの　うえ　ちえこ 井　上　智英子 (1982年2月14日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> 在任年数（本総会終結時） — 取締役会への出席状況 — 監査等委員会への出席状況 — 所有する当社の株式数 一株	2016年1月 有限責任あずさ監査法人入社 2020年8月 公認会計士登録 2022年10月 デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーリー合同 会社（現 合同会社デロイト トーマツ）入社 2024年3月 井上会計事務所開設（現任） 2024年5月 税理士登録 2024年9月 株式会社ユビテック 社外監査役（現任）
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>井上智英子氏は、公認会計士・税理士としての専門知識と幅広い見識を有しております。また、他社での社外監査役としての経験を生かして、独立、公正な立場から企業活動全般にわたる監査・監督を行っていただくことを期待し、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は社外役員になること以外で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に執行していただけるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 羽田由可氏及び井上智英子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 羽田由可氏及び井上智英子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 羽田由可氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 羽田由可氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が選任された場合は引き続き独立役員となる予定であります。また、井上智英子氏が選任された場合には、新たに同氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、羽田由可氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、同氏が選任された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 井上智英子氏の選任が承認可決された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を填補することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

羽田由可氏及び井上智英子氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

【ご参考】本総会終了後の取締役のスキルマトリックス

本招集ご通知の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

氏名	役職等	役員が有する知見・経験				
		企業経営・ 経営戦略	財務・会計	人事・労務・ 人材開発	法務・ コンプライアンス・ リスク管理	飲料・ 食品業界
岡野 邦昭	代表取締役社長	●	●	●	●	●
小松 靖丈	取締役					●
神野 博之	取締役					●
山本 淳	社外取締役（独立役員）	●	●		●	
鈴木 順子	社外取締役（独立役員）	●		●		
近江 博英	社外取締役（監査等委員） （独立役員）		●		●	
羽田 由可	社外取締役（監査等委員） （独立役員）				●	
井上 智英子	社外取締役（監査等委員） （独立役員）		●			

（注）上記一覧表は、取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

当社の取締役会は、会社法及び当社定款に定める人数の範囲内において、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させる構成となっております。当社は、企業理念として「おいしさの中心、安心の先頭へ。」を掲げ、液種や容量を絞った「少品種化」、「内製化」及び「工場の全国展開」による「高品質・低価格・安定供給」の飲料の提供を強みとしたドリンク・リーフ事業を主たる事業として展開しております。

また、「Max生産Max販売」のしんか（進化/深化）を経営方針として掲げ、自社グループ飲料工場の設備更新・改良による生産能力増強に取り組むとともに、既存工場のライン増設や新工場建設、更にはM&Aによる生産能力獲得などに取り組んでおります。

このような会社経営の観点から、取締役会における充実した議論による重要な業務執行の意思決定及び適切な業務執行の監督・監査機能をバランス良く発揮するため、現時点での当社の取締役会にとって重要と考える知見・経験を、「企業経営・経営戦略」、「財務・会計」、「人事・労務・人材開発」、「法務・コンプライアンス・リスク管理」、「飲料・食品業界」と定義し、これらの知見・経験を適切に有している方を役員候補者として指名しております。なお、上記の知見・経験については、外部環境や会社の状況を踏まえ、適宜見直しを図ってまいります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額のうち、金銭報酬については、2021年6月29日開催の第49期定時株主総会において、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っております。

今般、経営体制の強化及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、第2号議案の承認可決を条件として社外取締役2名を含む取締役3名を増員することに伴い、取締役の金銭報酬額を年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたと存じます。

	現行	改定後
報酬の上限	年額200百万円以内 （使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）	年額200百万円以内 （うち社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、事業報告30頁から31頁に記載のとおりであります。

本議案は、取締役会の諮問により、上記の報酬額改定の目的等も踏まえ、独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会における審議を経て、取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は2名（うち社外取締役0名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）については、当社の企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との一層の価値共有を図る目的として、2022年6月28日開催の第50期定時株主総会において、対象取締役に對し、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずは無償で当社の普通株式を発行もしくは処分し（以下「無償交付方式」という。）、又は、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部について現物出資財産として給付を受け、当社の普通株式を発行もしくは処分すること（以下「現物出資方式」という。）、無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、無償交付方式と現物出資方式をあわせて、年160,000株以内（2024年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、40,000株から160,000株に変更しております。）とすること、対象取締役に對して譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総額は、金銭報酬枠とは別枠で年額40百万円以内とすることにつきご承認いただき今日に至っております。

今般、経営体制の強化及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、第2号議案の承認可決を条件として社外取締役2名を含む対象取締役3名を増員することに伴い、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額改定の件」の承認可決を条件とする金銭報酬枠とは別枠で、本制度に基づき、無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を年160,000株以内、対象取締役に對して譲渡制限付株式のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総額を年額100百万円以内（うち社外取締役分は年8,000株以内かつ年額5百万円以内）とすることにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

	現行	改定後
株式の数 （上限）	年160,000株以内	年160,000株以内 （うち社外取締役分は年8,000株以内）
株式の総額 （上限）	年額40百万円以内	年額100百万円以内 （うち社外取締役分は年額5百万円以内）

※ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、事業報告30頁から31頁に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。

本議案は、取締役会の諮問により、上記の報酬額改定の目的等も踏まえ、独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会における審議を経て、取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

なお、現在の対象取締役は2名（うち社外取締役0名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

上記改定のほか、本制度の内容に変更はありません。

【ご参考】譲渡制限付株式の概要

本制度に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が役務提供期間の間、継続して上記(2)の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。また、当社は対象取締役に当社の取締役会で別途定める一定の非違行為があった場合には、対象取締役から本割当株式の全てを無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直しの動きなど、緩やかな景気の回復が見られました。一方で、原材料・資材価格の高止まりや各種コストの増加を背景とした物価上昇に加え、地政学リスクを含む不安定な国際情勢などにより、先行きの不透明な状況が継続しております。また、国内飲料業界では、原料茶葉価格の高騰及びその対策という新たな課題に直面しています。

このような事業環境のもと、当社は「高品質で価格競争力を持った商品」の供給を強みとして、M&Aを通じた生産能力の獲得による生産量の拡大及び販売先の確保に努めてまいりました。また、M&Aにより獲得した生産拠点のボトル内製化などの収益性向上策やEC/D2C（※）モデルへのチャレンジを進めてまいりました。更に、期中の茶葉価格高騰に対応した価格改定に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は売上高が52,651百万円（前期比18.2%増）、営業利益が5,326百万円（同12.3%増）、EBITDA（営業利益+減価償却費+のれん償却額）が7,532百万円（同14.8%増）、経常利益が5,196百万円（同10.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が3,461百万円（同2.0%増）となりました。なお、当社グループはドリンク・リーフ事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

※ D2C：「Direct to Consumer」の略。消費者に対して製品を直接販売するビジネスモデルのことを指します。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において、当社グループは、総額13,270百万円の設備投資を実施いたしました。主にポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社の群馬工場の資産取得や既存工場の設備更新に関するものであります。

③ 資金調達の状況

当社グループでは、設備投資資金などに充当するため、金融機関から所要の借入れを行いま

した。なお、当連結会計年度末における借入金残高は22,751百万円となり、前連結会計年度末に比べて10,556百万円増加しました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、2026年3月6日付で株式会社LDベンディングを設立し、同社が株式会社SDネクス
ト及び株式会社SDボトラーズの全株式を2026年4月1日に取得いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 51 期 (2023年3月期)	第 52 期 (2024年3月期)	第 53 期 (2025年3月期)	第 54 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高(百万円)	30,250	38,236	44,537	52,651
経 常 利 益(百万円)	3,050	4,606	4,712	5,196
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	2,076	3,155	3,392	3,461
1株当たり当期純利益(円)	40.64	60.68	64.93	66.46
総 資 産(百万円)	22,165	30,646	33,207	47,063
純 資 産(百万円)	8,157	11,342	14,230	16,449
1株当たり純資産額(円)	157.21	217.18	272.29	317.02

(注) 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 51 期 (2023年 3 月期)	第 52 期 (2024年 3 月期)	第 53 期 (2025年 3 月期)	第 54 期 (当事業年度) (2026年 3 月期)
売 上 高(百万円)	29,336	33,993	40,421	48,339
経 常 利 益(百万円)	3,068	4,301	4,610	4,560
当 期 純 利 益(百万円)	2,133	2,954	3,281	3,084
1 株当たり当期純利益 (円)	41.76	56.81	62.80	59.22
総 資 産(百万円)	21,341	29,400	31,006	44,406
純 資 産(百万円)	8,142	11,126	13,903	15,744
1 株当たり純資産額 (円)	156.92	213.04	266.01	303.40

(注) 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Nビバレッジ株式会社	80百万円	100.0%	清涼飲料(ドリンク)の製造及び販売
Oビバレッジ株式会社	10百万円	100.0%	清涼飲料(ドリンク)の製造及び販売
群馬ビバレッジ株式会社	10百万円	100.0%	清涼飲料(ドリンク)の製造及び販売
LDアグリ株式会社	10百万円	100.0%	農産物の生産・加工及び販売
株式会社LDベンディング	10百万円	100.0%	自動販売機を通じた飲料及び食料品の販売 自動販売機の保守管理

(注) 1. Nビバレッジ株式会社は、2025年7月1日付でニッソービバレッジ株式会社より商号変更しております。

2. 当社は、2025年7月10日に群馬ビバレッジ株式会社、2026年2月10日にLDアグリ株式会社、2026年3月6日に株式会社LDベンディングをそれぞれ設立いたしました。

③ 当事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

国内飲料市場全体では、少子高齢化や人口減少、原材料費や水道光熱費の高騰などの生産コストの上昇、物流費の高騰などを背景として、厳しい環境が続いております。一方で、当社グループの取扱製品である水飲料、茶系飲料及び炭酸飲料の市場は、ライフスタイルの変化などにより、今後も安定的な拡大が見込まれるとともに、ECなどの販売チャネルの多様化などによる競争環境の変化も見込まれております。

当社は液種や容量を絞った少品種大量生産、原材料調達から販売までの内製化、及び工場の全国展開により、無駄を徹底的に排除し、「高品質・低価格・安定供給」の飲料の提供を強みとしたドリンク・リーフ事業を展開してまいりました。

今後もドリンク・リーフ事業のうち自社飲料（自社生産の飲料）への様々な取り組みにより、売上高の成長及びそれを上回る利益成長を目指します。

①自社飲料における「Max生産Max販売」のしんか（進化/深化）

当社グループは、「Max生産Max販売（自社飲料工場における1本当たりコストの極小化を目的としたフル生産化（=Max生産）及びMax生産に対応した販売先の確保（=Max販売）」のしんか（進化/深化）を経営方針として掲げています。具体的には、既存工場の生産能力増強や御殿場新工場の立ち上げ、M&Aによる生産能力獲得など様々な取り組みを進めてまいりました。

今後も自社飲料における「Max生産Max販売」の更なるしんか（進化/深化）に向けて、自社グループ飲料工場の設備更新・改良による生産能力増強や人員増強によるフル生産化に加えて、既存工場のライン増設や新工場建設、M&Aによる生産能力獲得などに取り組んでまいります。これらの取り組みにより、2027年3月期に100百万ケース※(2026年3月期比120%。生駒名水株式会社は除く)の生産を可能とする生産体制の確立を目指しております。また、生産数量増加に対応した販売先確保のために、小売各社とのパートナーシップの深化及び新規販売チャネルの開拓を進めてまいります。

※ ケース：当社は1本当たりの容量に関わらず、1ケース=12リットルとしています。

②コスト削減及び生産性向上

当社グループは、「Max生産Max販売」の推進により自社飲料における生産量及び販売量が拡大するなかで、製造ラインの省人化投資による生産性向上、ペットボトル内製化投資やペットボトル軽量化による原材料費削減、栃木工場の新倉庫建設による物流効率改善といった取り組みを進めてまいりました。

今後も工場内の省人化倉庫建設（例：Nビバレッジ株式会社、群馬ビバレッジ株式会社、当社岩手工場）やEC物流の複数拠点化などによる物流効率の改善、ペットボトル内製化投資などによるコスト削減及び製造設備の更新による生産性向上に取り組んでまいります。

③ECなどの新しい販売チャネルの開拓

当社グループはEC専用商品として、強炭酸水「OZA SODA」や天然水「彩水」、緑茶「彩茶」、スポーツドリンク「AQUA FIT」などを楽天市場やamazon、Yahoo!ショッピング、Qoo10、自社サイトなどで販売しております。そのようななかで、「OZA SODA」が楽天年間ランキング2025の水・ソフトドリンク部門1位を獲得し（同賞の受賞は5年連続）、また、当社直営店舗が各モールにおいて様々な賞を受賞するなど、順調にその認知度を高めてまいりました。

今後も、消費者のECシフト（購買場所としてのEC利用割合の増加）といった購買行動の変化に対応して、新商品のEC各店舗への投入や自社サイトでのサービス拡大などを進めてまいります。また、新たに参入する自動販売機事業における収益獲得を目指すなど、D2Cモデルの拡張に向けたチャレンジを進めてまいります。

④質の向上

当社グループは、「Max生産Max販売」の推進により、工場人員数、生産量及び販売量が拡大するなかで、人財の質、製品の品質、業務の質（生産性を含む）といった質の向上は、事業の安定的な運営にあたり必要不可欠な継続的課題であると認識しております。人財の質の向上は採用基準の明確化や研修、成長機会の提供などの育成プログラムの実施を通じて実現し、製品の品質の向上は品質体制の強化、従業員の意識向上、PDCAサイクルの磨き上げを通じて実現してまいります。また、業務の質向上（生産性向上）は、生成AIをはじめとするテクノロジーの活用を通じて実現してまいります。

⑤M&Aの活用

当社グループは、事業成長・事業拡大の局面においてM&Aを活用してまいりました。たとえば、「Max生産の進化」への取り組みとして、多品種生産を強みとするニトービバレッジ株式会社（現Nビバレッジ株式会社）の子会社化（2023年1月）や炭酸水生産拠点の獲得（2024年6月）、水飲料生産拠点の獲得（2025年1月）、ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社群馬工場の獲得（2026年1月）を実施いたしました。また、M&A後の取り組みにおいては、当社の少品種生産という特徴に固執せずに、各社・各拠点の強みを活かしつつ、

生産面や販売面等の協業、更には積極的な人財及び設備への投資を進めることにより、売上成長と利益成長を実現してまいりました。

また、自動販売機事業の参入においてもM&Aを活用してまいりました。具体的には、2026年4月に株式会社スキマデパートより自動販売機事業を譲り受け、2026年10月にはポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社より自動販売機事業の譲受も予定しております。

今後も、生産能力の獲得に加えて、商流の拡充、物流機能の強化など、目的を明確にした上でM&Aに取り組んでまいります。また、PMI (Post Merger Integration) においては、買収先の歴史や組織風土に敬意を払いつつ、柔軟な協業を進めることにより、シナジー効果の最大化を目指してまいります。

⑥サステナビリティへの取り組みについて

当社グループは、サステナビリティ推進が中長期的な企業価値向上に資すると考え、サステナビリティに関するリスクと機会の分析・評価を実施してまいりました。今後も、経営理念に基づき、より長期的な視点から「高品質で安全・安心な飲料・食品を安定的に供給することを通じて、消費者の生活インフラを継続的に支える社会的責任を果たす」ことを基本方針に、サステナビリティ推進と企業価値向上の両立を目指してまいります。

具体的には「人的資本の向上」「水リスクの把握・水資源の有効活用・水質管理の徹底」「容器・包装の環境配慮」「持続可能な物流網の構築」「安定供給体制の構築」といった最重要課題への取り組みを進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

清涼飲料（ドリンク）及び茶葉（リーフ）の製造販売を主たる事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

本	社	大阪市北区
支	社	東京支社（東京都港区）
工	場	岩手工場（岩手県北上市）、蔵王工場（山形県山形市）、栃木工場（栃木県足利市）、富士工場（山梨県南都留郡）、御殿場工場（静岡県御殿場市）、尾鷲工場（三重県尾鷲市）、美山工場（京都府南丹市）、湯浅工場（和歌山県有田郡）、耳納工場（福岡県うきは市）、知覧工場（鹿児島県南九州市）

② 子会社

Nビバレッジ株式会社	本社（富山県下新川郡）
Oビバレッジ株式会社	本社日田工場（大分県日田市）、山中湖工場（山梨県南都留郡）
群馬ビバレッジ株式会社	本社（群馬県伊勢崎市）
LDアグリ株式会社	本社（鹿児島県南九州市）
株式会社LDベンディング	本社（大阪市北区）

（注）1. Nビバレッジ株式会社は、2025年7月1日付でニッソービバレッジ株式会社より商号変更しております。

2. 当社は、2025年7月10日に群馬ビバレッジ株式会社、2026年2月10日にLDアグリ株式会社、2026年3月6日に株式会社LDベンディングをそれぞれ設立いたしました。

③ 関連会社

生駒名水株式会社	本社（宮崎県小林市）
----------	------------

(7) 使用人の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
835名	120名増

（注）1. 使用人数には嘱託27名、出向者8名が含まれておりますが、臨時雇用160名は含まれておりません。

2. 前連結会計年度末に比べ使用人数が120名増加しておりますが、主な要因は当社及び2025年7月10日に設立した群馬ビバレッジ株式会社の増員等によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
593名	46名増	38.4歳	5.6年

（注）使用人数には嘱託14名、出向者8名が含まれておりますが、臨時雇用105名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	9,096百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,253百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,100百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,012百万円
株 式 会 社 南 都 銀 行	1,675百万円
株 式 会 社 北 陸 銀 行	1,251百万円
株 式 会 社 静 岡 銀 行	1,213百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	900百万円
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	700百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年7月22日付けで、本店を大阪市北区梅田一丁目13番1号に移転いたしました。これに伴い、登記上の本店所在地も変更しております。

2. 株式の状況（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 179,600,000株
 (2) 発行済株式の総数 52,328,609株（うち自己株式440,628株）
 (3) 株主数 12,744名
 (4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
アイリスオーヤマ株式会社	5,261,300	10.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,748,600	9.1
CEPLUX－THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2	3,963,500	7.6
田中將雄	2,730,000	5.2
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,317,200	4.4
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	1,692,500	3.2
田中利子	1,523,300	2.9
田中頼成	1,290,000	2.4
J P モルガン証券株式会社	1,219,802	2.3
田中頼広	1,177,400	2.2
湯川照美	1,177,400	2.2

(注) 1. 持株比率は自己株式数（440,628株）を控除して計算しております。

2. 2026年2月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJアセットマネジメント株式会社が2026年2月9日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	持株数（株）	持株比率（％）
三菱UFJ信託銀行株式会社	502,000	0.96
三菱UFJアセットマネジメント株式会社	2,567,700	4.91

3. 2026年3月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ゼナーアセ

ットマネジメントエルエルピーが2026年3月4日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	持株数(株)	持株比率(%)
ゼナーアセットマネジメントエルエルピー	3,678,400	7.03

4. 2026年4月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、JPモルガン証券株式会社及びその共同保有者であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー (J.P. Morgan Securities plc)、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー (J.P. Morgan Securities LLC) が2026年3月31日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	持株数(株)	持株比率(%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	3,471,400	6.63
JPモルガン証券株式会社	1,064,492	2.03
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー (J.P. Morgan Securities plc)	109,000	0.21
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー (J.P. Morgan Securities LLC)	312,308	0.60

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

当社は、2022年6月28日開催の第50期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、2025年6月25日開催の取締役会において譲渡制限付株式として20,117株の発行を決議し、同年7月25日付で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）1名に対し18,289株及び監査等委員である取締役3名に対し1,828株を割当てております。この譲渡制限付株式は、対象取締役が当社の取締役の地位を喪失する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできないものとされております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称		第4回新株予約権	
発行決議日		2025年7月30日	
新株予約権の数		15,671個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	1,567,100株 100株)
新株予約権の払込金額		1株当たり1円	
新株予約権の行使期間		自 2029年4月1日 至 2035年8月28日	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	198,600円 1,986円)
行使の条件		(注)	
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 3,974個 目的となる株式数 397,400株 保有者数 1名
		社外 取締役	—

(注) 第4回新株予約権の行使条件

- ①新株予約権者は、2027年3月期から2030年3月期のいずれかの事業年度において、当社の連結調整後EBITDAが16,000百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
- ②上記①における連結調整後EBITDAは当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は、損益計算書。以下同様。）及び連結キャッシュ・フロー計算書等を参照するものとし、連結営業利益に減価償却費、のれん償却額及び本新株予約権に係る株式報酬費用を加算した額をいう。なお、当該連結調整後EBITDAの判定に際して、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。
- ③新株予約権者は、割当日から2029年3月31日まで継続して、当社または当社関係会社の取締役、監査

役または従業員であることを要するものとする。ただし、定年退職、またはその他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではないものとする。

- ④新株予約権者に相続が発生した場合、新株予約権者の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。）は、行使期間において、新株予約権者の保有する本新株予約権を行使できるものとする。
- ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
- ⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

新株予約権の名称		第4回新株予約権	
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数	11,279個
		目的となる株式数	1,127,900株
		保有者数	37名
	子会社の使用人	新株予約権の数	418個
		目的となる株式数	41,800株
		保有者数	2名

(注) 第4回新株予約権の権利内容の概要は、「(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」の該当部分と同様となります。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	岡 野 邦 昭	Nビバレッジ株式会社 代表取締役社長 Oビバレッジ株式会社 代表取締役社長 群馬ビバレッジ株式会社 代表取締役社長 株式会社LDベンディング 代表取締役社長
取 締 役	皆 川 亮 一 郎	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	近 江 博 英	近江公認会計士事務所 代表 監査法人つむぐ 社員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 本 淳	みそうパートナーズ株式会社 代表取締役 株式会社GARLIC 代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	羽 田 由 可	H&S法律事務所 弁護士 阪神内燃機工業株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 近江博英氏、山本淳氏及び羽田由可氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 近江博英氏、山本淳氏及び羽田由可氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員としてそれぞれ同取引所に届け出ております。
3. 取締役 (監査等委員) 近江博英氏及び山本淳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 (監査等委員) 羽田由可氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役のみで監査等委員会を構成しているため、常勤の監査等委員を選定していませんが、監査等委員は取締役会のほか、経営会議など監査上重要と思われる会議に出席するとともに、監査等委員の職務を補助するものとして、内部監査室を設け、監査等委員と緊密な連携を取ること、監査の実効性を確保しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各監査等委員である取締役との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

① 被保険者の範囲

当社並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員(すでに退任又は退職している者及び保険期間中に当該役職に就く者を含みます。)

② 保険契約の内容の概要

被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求(株主代表訴訟を含みます。)等に起因して、被保険者が被る損害(防御費用、損害賠償金及び和解金)を填補するもの。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、違法な報酬又は利益、故意の行為、過去又は係争中の損害賠償請求等に起因する損害については、填補対象外となっております。なお、保険料は全額を当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	71 (-)	34 (-)	- (-)	37 (-)	1 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	27 (27)	23 (23)	- (-)	3 (3)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	99 (27)	57 (23)	- (-)	41 (3)	4 (3)

- (注) 1. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式であり、取締役(監査等委員を除く。)の割当ての際の条件等は③取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、2. 株式の状況(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況に記載しております。
2. 上記の非金銭報酬等の総額は、取締役(監査等委員である取締役を含む。)4名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。

② 取締役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第49期定時株主総会において、年額200百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議

しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は3名（うち社外取締役0名）です。また、上記の金銭報酬とは別枠にて、2022年6月28日開催の第50期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額を年額40百万円以内、株式の上限を年160,000株（2024年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、40,000株から160,000株に変更しております。）以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は3名（うち社外取締役0名）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第49期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）です。また、上記の金銭報酬とは別枠にて、2022年6月28日開催の第50期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額を年額10百万円以内、株式の上限を年40,000株（2024年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、10,000株から40,000株に変更しております。）以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）です。

③ 取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年6月28日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を決議しておりますが、2024年4月23日開催の取締役会において、当該決定方針の改定の決議を行いました。当該取締役会の決議に関しては、あらかじめ決議する内容について、独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経ております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

イ. 基本方針

当社の取締役（監査等委員を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の

報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（賞与）及び非金銭報酬（株式報酬）により構成することとしております。

- ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

- ハ. 業績連動報酬（賞与）の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬（賞与）は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度のEBITDA（営業利益+減価償却費+のれん償却額）の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を毎年、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は中期経営計画と整合する計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

- 二. 金銭報酬の額、業績連動報酬（賞与）の額または非金銭報酬（株式報酬）の額の取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえたうえで、持続的且つ中長期的な業績向上に資するインセンティブとなるようにするため、事業年度ごとに、指名・報酬委員会において検討を行うものとしております。取締役会（下記ホ. の委任を受けた代表取締役社長）は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

- ホ. 取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき、代表取締役社長がその具体的な内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役（監査等委員を除く。）の基本報酬の額及び各取締役（監査等委員を除く。）の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長岡野邦昭氏に対し株主総会で決議した報酬等の限度額の範囲内において、各取締役（監査等委員を除く。）の業績貢献評価を反映し、報酬額を決定することを委任しております。なお、同氏に委任している理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の職責の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役（監査等委員）近江博英氏は、近江公認会計士事務所の代表及び監査法人つむぐの社員であります。近江公認会計士事務所及び監査法人つむぐと当社との間には特別な関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）山本淳氏は、みそうパートナーズ株式会社及び株式会社GARLICの代表取締役であります。みそうパートナーズ株式会社及び株式会社GARLICと当社との間には特別な関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）羽田由可氏は、阪神内燃機工業株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。阪神内燃機工業株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
<p>社外取締役 (監査等委員) 近江博英</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会24回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての財務会計や監査業務の分野における専門的見地から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、監査等委員会の委員長として実効性のある議事運営に務め、取締役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を活かし、適宜、質問、意見等を行い、監査機能を強化するとともに、当社の取締役や執行役員との意見交換会のリード役を務め、活発な意見交換・情報共有に尽力し、経営の健全性確保に貢献しております。</p>
<p>社外取締役 (監査等委員) 山本淳</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会24回のうち23回に、また、監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。</p> <p>経営コンサルタント及び公認会計士としての経営支援の分野における専門的見地から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、監査等委員会の委員として、取締役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を活かし、適宜、質問、意見等を行い、監査機能を強化するとともに、内部監査室からの状況報告について、適宜、質問、意見等を行い経営の健全性確保に貢献しております。</p>
<p>社外取締役 (監査等委員) 羽田由可</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会24回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的な知識に加え、他の会社の社外取締役・社外監査役としての豊富な経験から、経営全般に対する監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。</p> <p>また、監査等委員会の委員として、取締役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を活かし、適宜、質問、意見等を行い、監査機能を強化するとともに、内部監査室からの状況報告について、コンプライアンスの観点からの有益な提言等を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 E Y新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39

- (注) 1. 当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等を確認、検証した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、株式売出しに係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、会計監査人の解任を相当と判断した場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任します。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、又は会計監査人としての信頼を損なう事情があることその他の事由により、会計監査人の解任又は不再任を相当と判断した場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業発展及び経営基盤強化に向けた内部留保の充実を最優先事項としつつ、株主還元策として安定配当を実施する方針であります。具体的には、1株当たり当期純利益に対する配当性向20%を目安として配当を目指していく方針であります。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	15,817	流 動 負 債	19,284
現金及び預金	3,561	買掛金	1,989
電子記録債権	8	短期借入金	10,227
売掛金	5,942	1年内返済予定の長期借入金	1,544
商品及び製品	2,395	未払金	3,274
仕掛品	327	未払法人税等	1,078
原材料及び貯蔵品	1,998	賞与引当金	119
その他	1,612	その他	1,050
貸倒引当金	△28	固 定 負 債	11,330
固 定 資 産	31,246	長期借入金	10,979
有 形 固 定 資 産	29,993	退職給付に係る負債	65
建物及び構築物	8,883	繰延税金負債	84
機械装置及び運搬具	10,512	その他	200
土地	4,026	負 債 合 計	30,614
リース資産	159	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	6,197	株 主 資 本	15,789
その他	214	資本金	1,138
無 形 固 定 資 産	277	資本剰余金	1,322
投 資 そ の 他 の 資 産	974	利益剰余金	14,328
投資有価証券	135	自己株式	△1,000
繰延税金資産	161	その他の包括利益累計額	658
その他	680	繰延ヘッジ損益	658
貸倒引当金	△3	新株予約権	1
資 産 合 計	47,063	純 資 産 合 計	16,449
		負 債 純 資 産 合 計	47,063

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		52,651
売上原価		28,781
売上総利益		23,869
販売費及び一般管理費		18,543
営業利益		5,326
営業外収益		
受取利息及び配当金	2	
受取補助金	18	
補助金	34	
持分法による投資利益	12	
その他	25	93
営業外費用		
支払利息	176	
その他	46	223
経常利益		5,196
特別補助金	93	93
特別損失		
固定資産売却損	14	
固定資産除却損	227	
固定資産圧縮損	88	
減損	4	334
税金等調整前当期純利益		4,955
法人税、住民税及び事業税	1,605	
法人税等調整額	△111	1,493
当期純利益		3,461
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		3,461

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,114	1,297	11,494	△0	13,906
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	1	1			3
譲渡制限付株式報酬	22	22			45
剰余金の配当			△627		△627
親会社株主に帰属する当期純利益			3,461		3,461
自己株式の取得				△999	△999
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	24	24	2,834	△999	1,882
当連結会計年度末残高	1,138	1,322	14,328	△1,000	15,789

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	324	324	-	14,230
当連結会計年度変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				3
譲渡制限付株式報酬				45
剰余金の配当				△627
親会社株主に帰属する当期純利益				3,461
自己株式の取得				△999
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	333	333	1	335
当連結会計年度変動額合計	333	333	1	2,218
当連結会計年度末残高	658	658	1	16,449

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,973	流動負債	17,525
現金及び預金	2,852	買掛金	2,117
電子記録債権	8	短期借入金	10,227
売掛金	5,549	1年内返済予定の長期借入金	1,544
商品及び製品	2,300	未払金	2,159
仕掛品	297	未払法人税等	883
原材料及び貯蔵品	1,619	賞与引当金	61
関係会社短期貸付金	3,250	その他	531
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	1,141	固定負債	11,137
その他	982	長期借入金	10,979
貸倒引当金	△28	繰延税金負債	63
固定資産	26,433	その他	94
有形固定資産	17,671	負債合計	28,662
建築物	5,725	(純資産の部)	
構築物	545	株主資本	15,084
機械装置	6,006	資本金	1,138
車両運搬具	145	資本剰余金	1,322
工具器具備品	121	資本準備金	1,038
土地	1,856	その他資本剰余金	283
リース資産	96	利益剰余金	13,623
建設仮勘定	3,174	利益準備金	0
無形固定資産	152	その他利益剰余金	13,622
投資その他の資産	8,608	別途積立金	0
投資有価証券	0	繰越利益剰余金	13,622
関係会社株式	1,613	自己株式	△1,000
関係会社長期貸付金	6,317	評価・換算差額等	658
その他	680	繰延ヘッジ損益	658
貸倒引当金	△3	新株予約権	1
資産合計	44,406	純資産合計	15,744
		負債純資産合計	44,406

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	48,339
売上原価	26,590
売上総利益	21,749
販売費及び一般管理費	17,122
営業利益	4,626
営業外収益	
受取利息及び配当金	78
受取補償金	11
補助金収入	30
経営指導料	27
その他	7
合計	154
営業外費用	
支払利息	176
支払手数料	22
その他	21
合計	221
経常利益	4,560
特別損失	
固定資産除却損	132
固定資産圧縮損	4
合計	136
税引前当期純利益	4,423
法人税、住民税及び事業税	1,376
法人税等調整額	△37
当期純利益	3,084

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
別 積 立	途 金	繰 越	利 益	剰 余	金	金	金	
当 期 首 残 高	1,114	1,014	283	1,297	0	0	11,165	11,166
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	1	1		1				
譲渡制限付株式報酬	22	22		22				
剰余金の配当							△627	△627
当 期 純 利 益							3,084	3,084
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	24	24	-	24	-	-	2,457	2,457
当 期 末 残 高	1,138	1,038	283	1,322	0	0	13,622	13,623

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△0	13,578	324	324	-	13,903
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		3				3
譲渡制限付株式報酬		45				45
剰余金の配当		△627				△627
当 期 純 利 益		3,084				3,084
自己株式の取得	△999	△999				△999
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			333	333	1	335
当 期 変 動 額 合 計	△999	1,505	333	333	1	1,841
当 期 末 残 高	△1,000	15,084	658	658	1	15,744

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社ライフドリンク カンパニー
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	入	山	友	作
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	井	大	基

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ライフドリンク カンパニーの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ライフドリンク カンパニー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社ライフドリンク カンパニー
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	入	山	友	作
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	井	大	基

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ライフドリンク カンパニーの2025年4月1日から2026年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、当社の取締役会での報告により経営状況を把握しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

株式会社ライフドリンク カンパニー 監査等委員会

監査等委員 近江博英 ㊟

監査等委員 山本 淳 ㊟

監査等委員 羽田由可 ㊟

(注) 監査等委員近江博英、山本淳及び羽田由可は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

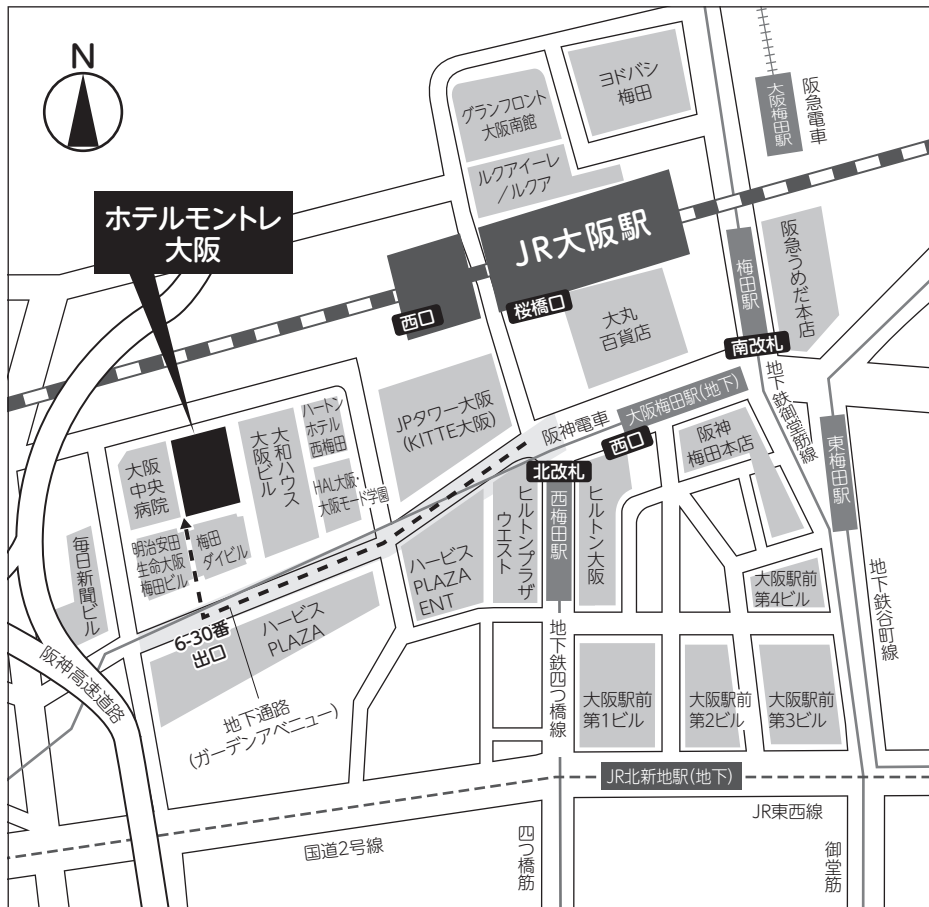
以上

定時株主総会 会場ご案内図

会場 ホテルモントレ大阪 7階 パルファイ
 大阪市北区梅田三丁目3番45号 (電話) 06-6458-7111

交通

- ・JR「大阪駅」(西口)より徒歩約5分
- ・阪神電車「大阪梅田駅」(西口)より徒歩約5分
- ・JR東西線「北新地駅」より徒歩約6分
- ・阪急電車「大阪梅田駅」より徒歩約12分
 (地下通路「ガーデンアベニュー」よりお越しの場合は、6-30番出口をご利用ください。)
- ・JR「大阪駅」(桜橋口)より徒歩約7分
- ・地下鉄四つ橋線「西梅田駅」(北改札)より徒歩約5分
- ・地下鉄御堂筋線「梅田駅」(南改札)より徒歩約8分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みましがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。